

## 島根県飲食店等時短要請協力金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項及び同法第31条の6第1項の規定に基づき、島根県が飲食店等に対して行った営業時間短縮等の協力要請に応じた飲食店等に対し、島根県飲食店等時短要請協力金（以下「協力金」という。）を支給するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 「新型コロナウイルス感染症」とは、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）第1条の規定による改正前の新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。
- (2) 「中小企業」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者及び会社以外の法人等（人格なき社団等を含む。）で、その営む主たる事業に応じ、従業員数が中小企業基本法における中小企業の基準以下の法人等に該当する個人事業主又は会社又は収益事業を行っている法人若しくは団体等をいう（ただし、みなし大企業は除く。）。
- (3) 「飲食店等」とは、飲食店又は喫茶店を営業する者であって、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条の都道府県知事の許可を受けた者をいう。ただし、客室、客席、飲食する場所を設けていない店舗等（宅配・テイクアウト、コンビニ等のイトイン、飲食スペースのないキッチンカー、宿泊客のみに飲食を提供する宿泊施設等）は除くものとする。

(対象事業者の要件)

第3条 協力金は、次の各号のすべてに該当する事業者（以下、「対象事業者」という。）に対して支給する。

- (1) 島根県が、令和4年1月27日（木）から令和4年2月20日（日）までの間で営業時間短縮等の協力要請を行った県内全域の飲食店等で、以下の要請内容に協力すること。
  - ア 島根県新型コロナ対策認証店（以下、「認証店」という。）以外の飲食店等については、営業時間を午前5時から午後8時までの範囲内とし、酒類の提供（持ち込みを含む。）は行わないこと。
  - イ 認証店（令和4年1月26日までに認証された店舗）については、次のいずれかを選択して対応すること。
    - ・営業時間を午前5時から午後9時までの範囲内とし、酒類の提供（持ち込みを

含む。)を可能とする。ただし、酒類の提供は午後8時までとする。

- ・営業時間を午前5時から午後8時までの範囲内とし、酒類の提供(持ち込みを含む。)は行わない。

ウ 飲食の際の人数は、同一グループの同一テーブルでの使用を4人以下とすること。

エ 営業時間短縮要請については、準備期間を考慮し、令和4年1月30日までに開始すること。

- (2) 令和4年1月26日以前から営業し、通常の営業終了時間が午後8時を越えていること。ただし、認証店で午後9時までの営業を選択する場合は、通常の営業終了時間が午後9時を越えていること。
- (3) 第1号の規定に定める要請内容に全ての期間において協力すること。ただし、準備のために、協力開始が令和4年1月27日に間に合わない場合には、令和4年1月30日までに協力を開始し、令和4年2月20日までの全ての日において協力した場合には要件を満たすこととする。この場合、支給額は、協力した日数に応じた算定とする。
- (4) 認証店以外の飲食店等については、業種別ガイドラインに基づく感染防止対策を実施していること(アクリル板の設置・座席間隔の確保、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底等)。
- (5) 営業時間短縮又は休業に関する張り紙を、店舗内外に掲示すること。
- (6) 協力金の支給後に、店名、住所、営業時間、酒類の提供の有無などの実績について、公表することに同意すること。

(支給額の算定)

第4条 中小企業は、(1)売上高方式又は(2)売上高減少額方式のいずれかの方式を用いて、大企業(中小企業以外の事業者をいう。以下同じ。)は(2)売上高減少額方式を用いて、店舗ごとの前年又は前々年の1月、2月の1日あたりの飲食業売上高等から算定した店舗ごとの1日あたりの支給額に営業時間の短縮等の協力要請に応じた期間(日数)を乗じて得た額とする。なお、売上高の算出にあたっては、前年(令和3年)又は前々年(令和2年)の、要請期間を含む月(1月及び2月)と同月の全ての月単位の飲食業売上高を合計し、当該全ての月の日数(令和3年は59日、令和2年は60日)で除すことで1日あたりの飲食業売上高を算出する月単位方式、若しくは、前年(令和3年)又は前々年(令和2年)の、時短要請期間(1月27日～2月20日)と同日付の期間の飲食業売上高を合計し、時短要請期間の日数(25日)で除すことで1日あたりの飲食業売上高を算出する時短要請期間方式のいずれかを選択すること。

#### (1) 売上高方式

時短要請対象店舗における、前年又は前々年の時短要請月(期間)と同月(期間)(以下「参照月等」という。)の営業時間短縮要請等の対象となる1日あたりの飲食業の売上高(消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。)(以下「飲食業売上高」という。)に0.4(又は0.3)を乗じて得られた金額につき、1千円未満を切り上げて得られ

た金額を、営業時間短縮要請等に応じた日数1日あたりの支給単価とする。なお、1日あたり支給単価の上限は10万円、下限は3万円とする。ただし、認証店が午後9時まで営業する場合、上限は7万5千円、下限は2万5千円とする。

区分	営業時間	酒類提供	参照月等の1店舗・1日あたり飲食業売上高		
			75,000円以下 30,000円	75,000円超 250,000円以下 飲食業売上高×4割	250,000円超 100,000円
非認証店	午後8時まで	なし	75,000円以下	75,000円超 250,000円以下	250,000円超
			30,000円	飲食業売上高×4割	100,000円
認証店	午後9時まで	可能	83,333円以下	83,333円超 250,000円以下	250,000円超
			25,000円	飲食業売上高×3割	75,000円
	午後8時まで	なし	75,000円以下	75,000円～250,000万円	250,000円超
			30,000円	飲食業売上高×4割	100,000円

## (2) 売上高減少額方式

時短要請対象店舗における、参照月等の1日あたりの飲食業売上高から時短要請月の1日あたりの飲食業売上高を控除して得られた金額に0.4を乗じて得られた金額につき、1千円未満を切り上げて得られた金額を、営業時間短縮要請等に応じた日数1日あたりの支給単価とする。なお、1日あたり支給単価の上限は、以下のいずれか低い額とする。

ア 20万円

イ 参照月等の1日あたり飲食業売上高に0.3を乗じた額につき、1千円未満を切り上げて得られた額

区分	営業時間	酒類提供	参照月等の1店舗・1日あたり飲食業売上高 (又は、参照月等と比較した1店舗・1日あたり売上高減少額)		
			売上高減少額の4割 (上限200,000円)		
非認証店	午後8時まで	なし	売上高減少額の4割 (上限200,000円)		
認証店	午後9時まで	可能	売上高減少額 500,000円	以下	以下のいずれかの低い額 ・売上高減少額の4割 ・飲食業売上高の3割
				超	以下のいずれかの低い額 ・200,000円 ・飲食業売上高の3割
	午後8時まで	なし	売上高減少額の4割 (上限200,000円)		

2 前項において、次の各号に該当する場合にあっては、各号の算定方式により協力金の支給単価を算出する。

- (1) 参照月等の飲食業売上高が不明又は存在しない場合は、年間飲食業売上高により1日あたりの飲食業売上高を算定する。この場合、前年又は前々年の飲食業売上高を365日（令和2年の売上高を使用する場合は366日）で除して算出する。
- (2) 時短要請月を基準として開業後1年未満の店舗の場合、令和3年中に開店した店舗は、開業した日から令和3年12月31日までの飲食業売上高をその日数で除して算出し、令和4年中に開業した店舗は、開業した日から令和4年1月26日（要請日前日）までの飲食業売上高をその日数で除して算出する。
- (3) 島根県における営業時間短縮の協力要請の対象とならない事業を行っている場合は、原則としてそれらの事業の売上高を除外して算出する。この場合、売上の明細書など、売上高を区分できるものをあわせて提出することとする。なお、売上高を区分できない場合は、一定期間の売上高における対象事業の売上高の割合を用いて算定することも可能とする。

#### （支給の申請方法）

第5条 協力金の申請を行う対象事業者は、支給申請書（様式第1号）及び別紙に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

- (1) 対象事業者が法人である場合の添付書類
  - ア 誓約書（様式第2号）
  - イ 協力金支給申請額計算書
  - ウ 代表者の本人確認書類の写し（運転免許証、健康保険証など）
  - エ 振込先の口座番号を確認できる書類等の写し（通帳など）
  - オ 食品衛生法の規定による飲食店又は喫茶店の営業許可書の写し
  - カ 通常の営業時間が分かる書類（店舗ホームページ、パンフレットの写し、店内表示の写真など）
  - キ 屋号・店名、飲食スペース、感染防止対策の実施等が確認できる店舗の外観及び店舗の内覧写真
  - ク 営業時間短縮又は休業に関する店舗内外での貼り紙の掲示やホームページでのお知らせ状況が分かる写真
  - ケ 令和2年又は令和3年1月、2月の飲食部門の売上高が確認できる書類等の写し（法人税確定申告書別表第一・法人事業概況説明書、店舗の飲食部門の売上高がわかる売上台帳など）（1日あたりの売上額が8万3千333円（又は7万5千円）を超える場合のみ）
  - コ 売上高減少額方式の場合は、令和4年1月、2月の売上高が確認できる書類等の写し（売上台帳、帳面など）
  - サ 認証店の場合は、掲示した認証マークが確認できる写真
- (2) 対象事業者が個人事業者である場合の添付書類
  - ア 誓約書（様式第2号）
  - イ 協力金支給申請額計算書

- ウ 本人確認書類の写し（運転免許証、健康保険証など）
  - エ 振込先の口座番号を確認できる書類等の写し（通帳等）
  - オ 食品衛生法の規定による飲食店又は喫茶店の営業許可書の写し
  - カ 通常の営業時間が分かる書類（店舗ホームページ、パンフレットの写し、店内表示の写真等）
  - キ 屋号・店名、飲食スペース、感染防止対策の実施等が確認できる店舗の外観及び店舗の内覧写真
  - ク 営業時間短縮又は休業に関する店舗内外での貼り紙の掲示やホームページでのお知らせ状況が分かる写真
  - ケ 令和2年又は令和3年1月、2月の飲食部門の売上高が確認できる書類等の写し（所得税確定申告書、青色申告決算書、店舗の飲食部門の売上高がわかる売上台帳など）（1日あたりの売上額が8万3千333円（又は7万5千円）を超える場合のみ）
  - コ 売上高減少額方式の場合は、令和4年1月、2月の売上高が確認できる書類等の写し（売上台帳、帳面など）
  - サ 認証店の場合は、掲示した認証マークが確認できる写真
- (3) 前各号のほか、知事が必要と認める書類

（申請の期間）

第6条 協力金の支給の申請は、令和4年2月21日（月）から令和4年3月22日（火）までとする。

（不支給要件）

第7条 申請書を提出した対象事業者であっても、次の各号のいずれかに該当する者に対しては協力金を支給しない。

- (1) 虚偽の申請をした者
  - (2) 島根県暴力団排除条例（平成22年島根県条例第49号）第2条第1項の暴力団又は同条第3号の暴力団員と密接な関係を有する者
  - (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - (4) 前各号に掲げる者のほか、本協力金の趣旨及び目的に照らして適当でないと知事が認める者
- 2 協力金を支給しないことを決定したときは、申請書を提出した対象事業者に通知するものとする。

（状況確認等）

第8条 知事は、次の各号に掲げる場合においては、支給要件を満たしていること、又は不支給要件に該当しないことを確認するため、必要に応じて申請者の事業所等において確認、質問を行い、又は書面等の提出を求めることができる。

- (1) 支給申請書が提出されたとき

(2) その他、知事が必要と認めたとき

2 申請者は、前項により行われる状況確認等に協力しなければならない。

(支給の決定等)

第9条 知事は、提出された支給申請書の記載事項等について、記載漏れ、表示の錯誤、添付書類の不備等がないか点検し、適正なものであると認めた場合はこれを受理する。

2 知事は、受理した支給申請書について、本要綱に基づき審査し、協力金を支給すべきと認めたときは、協力金の支給を決定し、申請者に通知する。

(協力金の支給)

第10条 知事は、前条の規定による支給の決定後、申請者に対し協力金を速やかに支給するものとする。

(書類の保管)

第11条 協力金の支給を受けた者（以下「協力金受給者」という。）は、第4条に規定する協力金の額の算定に係る売上高を証明する書類を、申請した日から起算して5年間保管し、当該期間内において知事から提出の求めがあった場合にはこれに応じなければならない。

(申請の取下げ)

第12条 申請者は、支給の決定が行われるまでの間は、当該申請を取り下げることができる。

(決定の取消し)

第13条 知事は協力金受給者（法人にあっては、その役員を含む。）が第7条の規定による協力金の不支給要件に該当することが判明したとき又は協力金の支給の決定の内容若しくはその他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したときは、協力金の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(協力金の返還)

第14条 知事は、前条の規定により協力金の支給の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に協力金が支給されているときは、期限を定めて、当該協力金の返還を命ずるものとする。

(返還加算金)

第15条 協力金受給者は、前条の規定により協力金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る協力金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該協力金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95

パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- 2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、協力金受給者の納付した金額が返還を命ぜられた協力金の額に達するまでは、納付した金額は、当該返還を命ぜられた協力金の額に充てられるものとする。
- 3 知事はやむを得ない事情があると認めるときは、協力金受給者の申請に基づき、加算金の全部又は一部を免除することができる。

(申請内容の情報提供)

第16条 知事は、公益上特に必要があると認めるときに限り、国その他の関係機関に対し、個人情報を含む申請内容を提供することができる。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、協力金の支給等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年1月25日から施行する。